

平成31年3月市議会定例会議提出議案（その1）

（平成31年3月 日提出）

区分	予算関係	条例関係	その他の議案	計
件数	14	16	1	31

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

- 1 議案第 号 平成31年度福島市一般会計予算
- 2 議案第 号 平成31年度福島市水道事業会計予算
- 3 議案第 号 平成31年度福島市下水道事業会計予算
- 4 議案第 号 平成31年度福島市農業集落排水事業会計予算
- 5 議案第 号 平成31年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算
- 6 議案第 号 平成31年度福島市飯坂町財産区特別会計予算
- 7 議案第 号 平成31年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
- 8 議案第 号 平成31年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算
- 9 議案第 号 平成31年度福島市介護保険事業費特別会計予算
- 10 議案第 号 平成31年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算
- 11 議案第 号 平成31年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算
- 12 議案第 号 平成31年度福島市青木財産区特別会計予算
- 13 議案第 号 平成31年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算
- 14 議案第 号 平成31年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
- 15 議案第 号 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

平成31年4月1日付け組織機構改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)認定こども園の新設と幼稚園業務の一部を市長部局に統合することに伴い、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務について、教育委員会への事務委任に関する条項等を削除

（平成31年4月1日から施行）

16 議案第 号 福島市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

平成31年4月1日付け組織機構改正等に伴い、職員の定数を改定するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1)職員の定数	2,491人	→	2,536人
①市長の事務局の職員	1,463人	→	1,498人
②教育委員会の事務部局及び市立学校その他の教育機関の職員	484人	→	459人
③選挙管理委員会の事務部局の職員	6人	→	8人
④監査委員の事務部局の職員	7人	→	8人
⑤消防職員	258人	→	290人

（平成31年4月1日から施行）

17 議案第 号 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定等を踏まえ、時間外勤務命令に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)時間外勤務命令に関し必要な事項を市長が規則で定める規定を追加

(平成31年4月1日から施行)

18 議案第 号 福島市音楽堂条例等の一部を改正する条例制定の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の職務権限に係る事務の一部を市長が管理し、及び執行することとするため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)福島市音楽堂条例ほか22条例の改正
 - ・条例中の「教育委員会」を「市長」に改める。

(平成31年4月1日から施行)

19 議案第 号 福島市旧堀切邸条例の一部を改正する条例制定の件

旧堀切邸の利用促進を図るため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)使用施設に庭園を追加
- (2)施設使用時の営利行為の制限を削除
- (3)施設の設置目的に反する使用の制限
- (4)使用料

区分	使用料
庭園	1平方メートルにつき1回 25円

(平成31年4月1日から施行)

20 議案第 号 福島市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件

平成31年12月1日に実施する民生委員の改選に伴い、定数を改定するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1)民生委員の定数 586人 → 593人

(平成31年12月1日から施行)

21 議案第 号 福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1)ひとり親家庭医療費助成における所得制限に係る所得判定の適用期間について、「8月から翌年7月」を「11月から翌年10月」とし、今年度の適用期間は、「平成30年8月から平成31年7月」を「平成30年8月から平成31年10月」に3ヵ月延長

(平成31年4月1日から施行)

22 議案第 号 福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例制定の件

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)法の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を規定
- (2)職員配置(1人以上の教育及び保育に従事する者を配置し、常時2人を下回らないよう規定)

- ①満1歳未満の子ども3人につき1人以上
- ②満1歳以上満3歳未満の子ども6人につき1人以上
- ③満3歳以上満4歳未満の子ども20人につき1人以上
- ④満4歳以上の子ども30人につき1人以上
- ⑤1人の認定こども園の長を配置

(3)職員の資格

	満3歳未満の子どもの保育に従事する職員	満3歳以上の子どもの教育・保育に従事する職員	
		学級担任(常勤かつ専任)	保育に従事する職員
幼稚園型	保育士	幼稚園教諭 又は 保育士	幼稚園教諭 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、保育士でも可。この場合、学級担任の1/3以上は幼稚園教諭であること。)
保育所型			保育士 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園教諭でも可。この場合、保育に従事する職員の1/3以上は保育士であること。)
地方裁量型			保育士 (ただし、一定の要件を満たす場合に限り、幼稚園教諭でも可。この場合、保育に従事する職員の1/3以上は保育士であること。)

(4)施設設備(面積基準にかかるもの)

項目	設備基準	備考
①園舎の面積 (満3歳未満の子どもの保育を行う場合は、満2歳以上満3歳未満児の子どもの用に供する保育室・遊戯室、満2歳未満の子どもの用に供する乳児室・ほふく室を除く。)	学級数に応じて算出される面積以上とする。 (ア)1学級 180㎡ (イ)2学級以上 320㎡+(学級数-2)×100㎡	既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、②(満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、②及び④)を満たすときは、この限りではない。
②保育室又は遊戯室	満2歳以上の子ども1人につき1.99㎡以上	満3歳以上児の子どもについて、既存施設が幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、園舎の面積が①を満たすときは、この限りではない。
③屋外遊戯場	(ア)満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上 (イ)満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上+(A)もしくは(B) (A)2学級以下 330㎡+(学級数-1)×30㎡ (B)3学級以上 400㎡+(学級数-3)×80㎡	既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、③(ア)の基準を満たすときは、③(イ)の基準を満たすことを要しない。 既存施設が幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、③(イ)の基準を満たすときは、③(ア)の基準を満たすことを要しない。
④乳児室又はほふく室 (満2歳未満の子どもの保育を行う場合)	満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上	

(平成31年4月1日から施行)

23 議案第 号 福島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)法で規定されていた貸付利率を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%以内で規則で定める率として規定
- (2)償還方法について、半年賦の元利均等償還以外に月賦の元利均等償還を追加

(平成31年4月1日から施行)

24 議案第 号 福島市保育士等奨学資金貸付条例制定の件

保育士等奨学資金貸付事業を行うため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1)貸付金額等

①奨学基本金・・・養成施設等の修学期間	2年以上3年未満	月額5万円以内
	3年以上4年未満	月額3万3千円以内
	4年	月額2万5千円以内

②入学一時金・・・40万円以内

③利率・・・無利子

(2)貸付対象者(次の①～④の全ての要件に該当する者)

①養成施設に在学又は入学を予定している者

②市内に引き続き1年以上住所を有している者(市外の養成施設等の在学者等は養成施設等に入学するまで引き続き1年以上市内に住所を有していた者)

③養成施設等を卒業後、市内の保育所等において保育士等として勤務する意思を有すると認められる者

④この条例に基づく奨学資金及び同種類の奨学資金等の貸付け又は給付を受けていない者

※ 入学一時金については、在学している者を除く

(3)養成施設等を卒業後1年以内に市内の認可保育所等において保育士等として業務に就き、引き続き一定期間その業務に従事した場合は、貸し付けた奨学資金の一定の割合を免除(5年以上従事した場合は、全額免除)

(平成31年4月1日から施行)

25 議案第 号 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)専門職大学の制度化に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件に専門職大学に係るものを追加

(平成31年4月1日から施行)

26 議案第 号 福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)専門職大学の制度化に伴い、水道技術管理者の資格要件に専門職大学に係るものを追加

(平成31年4月1日から施行)

27 議案第 号 福島市歯と口腔の健康づくり推進条例制定の件

市民の健康づくりに寄与し、健康水準を向上させるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1)市の責務と歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者、事業者、医療保険者、市民の役割を規定

(2)市が実施する施策及び施策の目標等について規定

(3)財政上の措置について努めるよう規定

(平成31年4月1日から施行)

28 議案第 号 福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

道路占用料の徴収に係る業務の適正化を図るため、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1)占用期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の占用料の徴収時期 4月30日 → 5月31日

(平成31年4月1日から施行)

29 議案第 号 福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

水道法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 専門職大学の制度化に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学に係るものを追加
- (2) 技術士法に規定する二次試験のうち、上下水道部門の選択科目の見直しに伴い、布設工事監督者の資格要件を見直し

(平成31年4月1日から施行)

30 議案第 号 福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

消防団員の任用要件の見直し及び費用弁償の適正化を図るため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 消防団員について、「本市に住所を有する満18歳以上の者」から「当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」、「年齢18歳以上の者」、「志操堅固で、かつ、身体強健な者」へ見直し
- (2) 火災や地震等の大規模災害の職務に従事した場合の費用弁償の支給要件(3時間以上)を撤廃

(平成31年4月1日から施行)

31 議案第 号 包括外部監査契約の件

平成31年度の包括外部監査契約を締結する。

平成31年3月市議会定例会議提出議案（その2）

（平成31年3月 日提出）

区分	予算関係	条例関係	その他の議案	報告	計
件数	8	4	2	1	15

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案第 号 平成30年度福島市一般会計補正予算

2 議案第 号 平成30年度福島市水道事業会計補正予算

3 議案第 号 平成30年度福島市下水道事業会計補正予算

4 議案第 号 平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算

5 議案第 号 平成30年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算

6 議案第 号 平成30年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算

7 議案第 号 平成30年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算

8 議案第 号 平成30年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算

9 議案第 号 福島市及び伊達郡飯野町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例制定の件

福島市及び伊達郡飯野町の廃置分合に伴う地域審議会の設置期間の延長を行うため、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1)基本計画の計画期間に合わせ、平成31年3月31日までのおおむね10年間とされている飯野地域審議会の設置期間を平成41年3月31日までのおおむね20年間に延長

（公布の日から施行）

10 議案第 号 福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

職員の初任給調整手当を改定するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1)初任給調整手当・・・医療職給料表の適用を受ける職員に対して支給される手当の上限額の引き上げ
（現行）308,000円 → （改定後）308,600円（600円の増）

（公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用）

11 議案第 号 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の連携先施設の基準を緩和
(2)食事の搬入を行う相手先の基準を緩和
(3)自園調理機能の設置義務に係る経過措置期間の延長

（公布の日から施行）

**12 議案第 号 福島市介護医療院の人員、施設及び設置並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定の件**

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1)運営基準のうち、検体検査などの衛生管理等の業務内容について、臨床検査技師等に関する法律
施行規則等の規定を新たに準用

(公布の日から施行)

13 議案第 号 福島市・飯野町まちづくり基本計画変更の件

福島市・飯野町まちづくり基本計画について、所要の変更を行う。

14 議案第 号 市道路線の認定及び廃止の件

一般公共の用に供するため6路線を認定するとともに、1路線を廃止する。

15 報告第 号 専決処分報告の件